

平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成26年6月
独立行政法人国際交流基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成25年度環境配慮法に基づく契約の締結状況

電気の供給を受ける契約について、当年度も前年度に続き、裾切り方式の入札による契約締結実績はなかった。その他、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業、建築物の設計、産業廃棄物処理に関しても、環境配慮契約法に基づく契約の実績はない。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に係る法律」に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定している。

平成26年度も、環境配慮契約法の趣旨を踏まえ、環境配慮契約法の推進に努めていく。

以上